

認知症高齢者等SOSネットワーク事業

対象者	守谷市にお住まいのおおむね65歳以上で、認知症により行方不明となるおそれのある方。
内容	行方不明となった際の早期発見及び身元不明の高齢者の保護ができるよう、市及び構成機関が連携を図り、ご家族と一緒に高齢者を見守ります。
登録方法	ご家族が「守谷市SOSネットワーク登録届」に対象者の写真を添付し、健幸長寿課に提出します。登録した情報は、警察署及び消防署と共有します。
配布物	守谷市みまもりシール(反射材シール20枚及びアイロンシール40枚)
登録料	無料
問合せ	健幸長寿課



○協力事業所による見守り活動を行っています

子どもから高齢者までの全ての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社などの事業所と「見守り活動等に関する協定」を締結し、見守り活動を行っています。

協力事業所は、日常の業務や活動の中で、新聞や郵便物がたまっている、洗濯物が干したままになっている、小さな子どもが一人で歩いているなどの異変に気づいたときは市に通報します。通報を受けた市は安否確認などを行い、早期解決を図ります。協力事業所の車両や事務所には、マグネットシートやステッカーが貼り付けられています。



○「メールもりや」にご登録ください

◆アドレスとQRコード

https://www.city.moriya.ibaraki.jp/kurashi_tetsuzuki/e-service/1005515.html



認知症高齢者等が、行方不明となってしまった場合、早急に発見するためには、多くの市民の協力が必要になります。

守谷市では、早期発見のため、メールもりやの防犯情報を利用して搜索協力をお願いしています。

認知症高齢者やその家族が、安心して地域で生活を続けられるよう、皆様のご協力をお願いします。

いきいきと暮らせる高齢者福祉をみんなで推進しましょう。― 主役はあなた

守谷市 介護保険・ 高齢者福祉

ガイドブック

令和6年7月作成



守谷市役所 介護福祉課・健幸長寿課 電話 0297-45-1111

計画の位置づけ

平成12(2000)年から始まった介護保険制度は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条に基づき、3年に1度策定し、令和6年度には「第9期守谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下、第9期計画)」としてスタートしました。この計画は、守谷市における高齢者保健福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

第9期計画の基本理念

「住み慣れた地域で健やかに暮らし、 安心と幸せを感じられる守谷」

第三次守谷市総合計画において高齢者福祉分野では、あるべき未来の姿として、高齢者が安心して暮らし社会参加や支えあい活動が活発になることを目指しています。

第9期計画の基本理念については、こうした未来の姿を見据え、「住み慣れた地域で健やかに暮らし、安心と幸せを感じられる守谷」として、4つの基本目標を掲げ、高齢者の福祉に係る施策を総合的に推進します。

第9期計画の4つの基本目標

- 1. 高齢者が元気で自立した生活ができるための支援
介護予防・フレイル予防活動、サロン活動など、住み慣れた地域で多様な介護予防活動に取り組む環境づくりに努めます。
- 2. 高齢者が住み慣れた地域で暮らせる仕組みづくり
高齢者が安心して暮らせるような仕組みづくりのために、相談支援体制の充実、地域の見守り体制の強化を図ります。
- 3. 高齢者のニーズに応じた公的サービスの提供
ひとり暮らし高齢者のみ世帯が増加するなか、それぞれの生活状況によって多様化・複合化する生活課題に取り組めます。
- 4. 介護保険事業の円滑な実施
住み慣れた地域で安心して生活をするため、多様化するニーズに対応した介護保険サービスの提供、持続可能な介護保険制度の構築に向けてサービスの充実を図ります。



介護保険制度 04

- しくみと加入者 04
- 保険料の決まり方・納め方 06
- サービス利用の手順 08
- 介護サービス・介護予防サービス 10
- 地域密着型サービス 14
- 福祉用具貸与・購入、住宅改修 15
- 費用の支払い 16

高齢者の総合相談窓口 18

在宅生活を支える高齢者福祉サービス 19

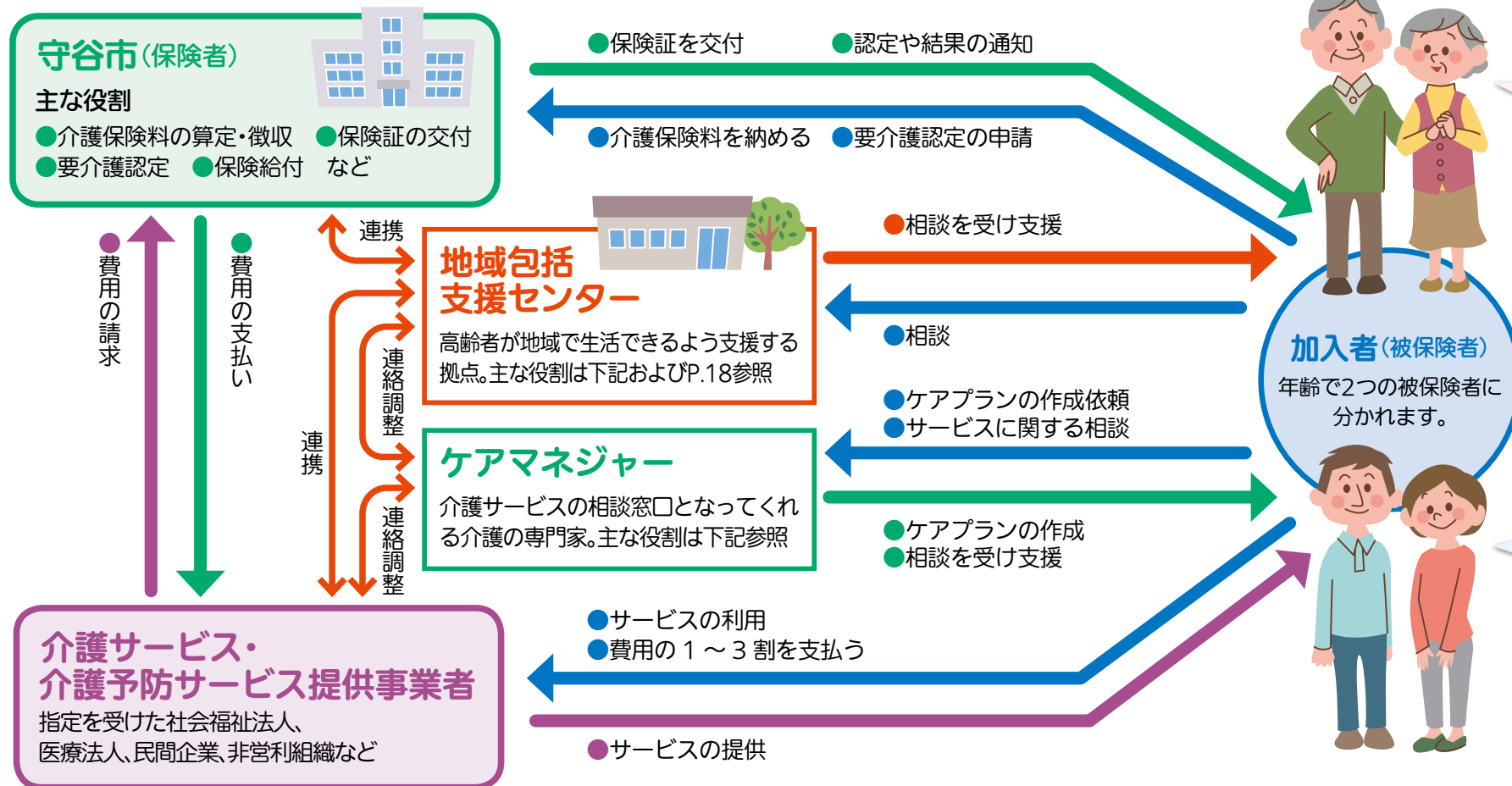
(介護保険以外のサービス)

- 相談したいことがある方へ 19
- 健康づくりをしたい方へ 20
- 生きがいづくりをしたい方へ 21
- 日常生活でお困りの方へ 22
- 在宅介護でお困りの方へ 25
- 外出することでお困りの方へ 25
- 医療や健康でお悩みの方へ 28
- 経済的なことでお困りの方へ 29
- 認知症が気になったら 30
- 認知症の方とその家族をあたたく見守る地域に 31

しくみと加入者

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、40 歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。市区町村が運営しています。



介護保険サービスの自己負担割合は1～3割です

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、負担割合(1～3割)を示す「介護保険負担割合証」が交付されます。

※負担割合に関して、詳しくは10ページ。

負担割合(1～3割)が記載されます。

【負担割合証が必要なとき】

・介護保険サービス等を利用するとき

【有効期限】

1年間(8月1日～翌年7月31日)

介護保険の保険証、負担割合証はイメージです。実際のものとは異なります。

介護保険負担割合証	
交付年月日	年 月 日
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	明治大正昭和 年 月 日
利用開始年月日	年 月 日
利用終了年月日	年 月 日
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	〇〇市町村

65歳以上(第1号被保険者)の方は

介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。(介護が必要となった原因は問われません。)

(要介護認定→8～9ページ)

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月に交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき など

40～64歳(第2号被保険者)の方は

介護保険で対象となる病気※が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。(交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。)

(要介護認定→8～9ページ)

※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靭帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗しょう症 ●多系統萎縮症 ●初老期における認知症 ●脊髄小脳変性症 ●脊柱管狭窄症 ●早老症 | <ul style="list-style-type: none"> ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●閉塞性動脈硬化症 ●関節リウマチ | <ul style="list-style-type: none"> ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ●がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) |
|---|--|--|

「地域包括支援センター」とは？(P.18参照)

地域包括支援センターは、介護予防ケアプランを作成するほか、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者のさまざまな相談に対応する総合的な役割を担っています。

【主にどんなことをするの？】

- 高齢者や家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業

社会福祉士
高齢者の権利擁護に関する相談 など

主任ケアマネジャー
事業者やケアマネジャーの指導 など

保健師(または経験のある看護師)
介護予防ケアプランの作成や介護予防指導 など



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

利用者はケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。その場合は介護福祉課の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。



社会全体で介護保険を支えています

65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護サービス費用が
まかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



$$\frac{\text{守谷市に必要な介護サービスの総費用}}{65\text{歳以上の方の負担分 } 23\%} \div \text{守谷市に住む } 65\text{歳以上の方の人数}$$

＝ 守谷市の令和6年度～令和8年度の保険料の基準額 57,600円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、15段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方	基準額×0.285	16,400円
第2段階	世帯全員が 市区町村民税非課税で 前年の課税年金収入額 ^{※1} と 合計所得金額 ^{※2} の合計が 80万円以下の方	基準額×0.485	27,900円
第3段階	80万円超120万円以下の方	基準額×0.685	39,400円
第4段階	120万円超の方	基準額×0.90	51,800円
第5段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、 本人は市区町村民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額×1.00	57,600円 (基準額)
第6段階	80万円超の方	基準額×1.20	69,100円
第7段階	120万円未満の方	基準額×1.30	74,800円
第8段階	120万円以上210万円未満の方	基準額×1.55	89,200円
第9段階	210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	92,100円
第10段階	320万円以上500万円未満の方	基準額×1.85	106,500円
第11段階	本人が 市区町村民税課税で 前年の 合計所得金額が 500万円以上700万円未満の方	基準額×1.90	109,400円
第12段階	700万円以上850万円未満の方	基準額×1.95	112,300円
第13段階	850万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.00	115,200円
第14段階	1,000万円以上1,200万円未満の方	基準額×2.05	118,000円
第15段階	1,200万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.10	120,900円
	1,500万円以上の方		

※1 課税年金収入額 国民年金や厚生年金などの税法上課税対象となる年金収入額で、遺族年金や障害年金などは含みません。
※2 合計所得金額 収入金額から必要経費相当額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除及び繰越損失控除前の金額です。第1段階～第5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1段階～第5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

65歳以上の方の保険料の納め方

年金が年額 **18万円未満**の方 → **【納付書】**や**【口座振替】**で各自納めます

●市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、

口座振替が便利です。



口座振替が便利ね

- 手続き**
- ①介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
 - ②取り扱い金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



年金が年額 **18万円以上**の方 → 年金から **【天引き】**になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い月に
年6回に分けて天引きになります。



本来、年金から天引きの「特別徴収」の方もこんなときは、一時的に納付書で納めます

- !**
- 年度途中で介護保険料が増額になった
 - 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
 - 年度途中で他の市区町村から転入した
 - 年金が一時差し止めになった など
 - 年度途中で65歳になった
 - 介護保険料が減額になった

40～64歳の方の介護保険料

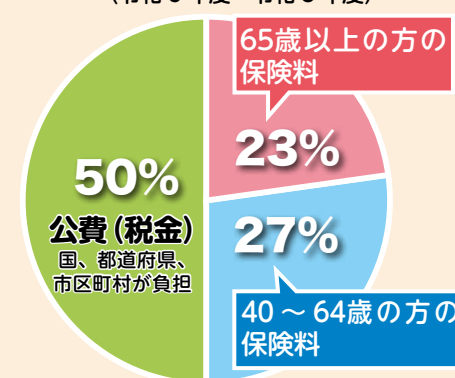
40～64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

介護保険料を滞納すると?

災害など、特別な事情がないのに滞納が続く場合、未納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。介護保険料は必ず、お納めください。納めることが難しくなった場合は、市の担当窓口にご相談しましょう。



【介護保険の財源の内訳】 (令和6年度～令和8年度)

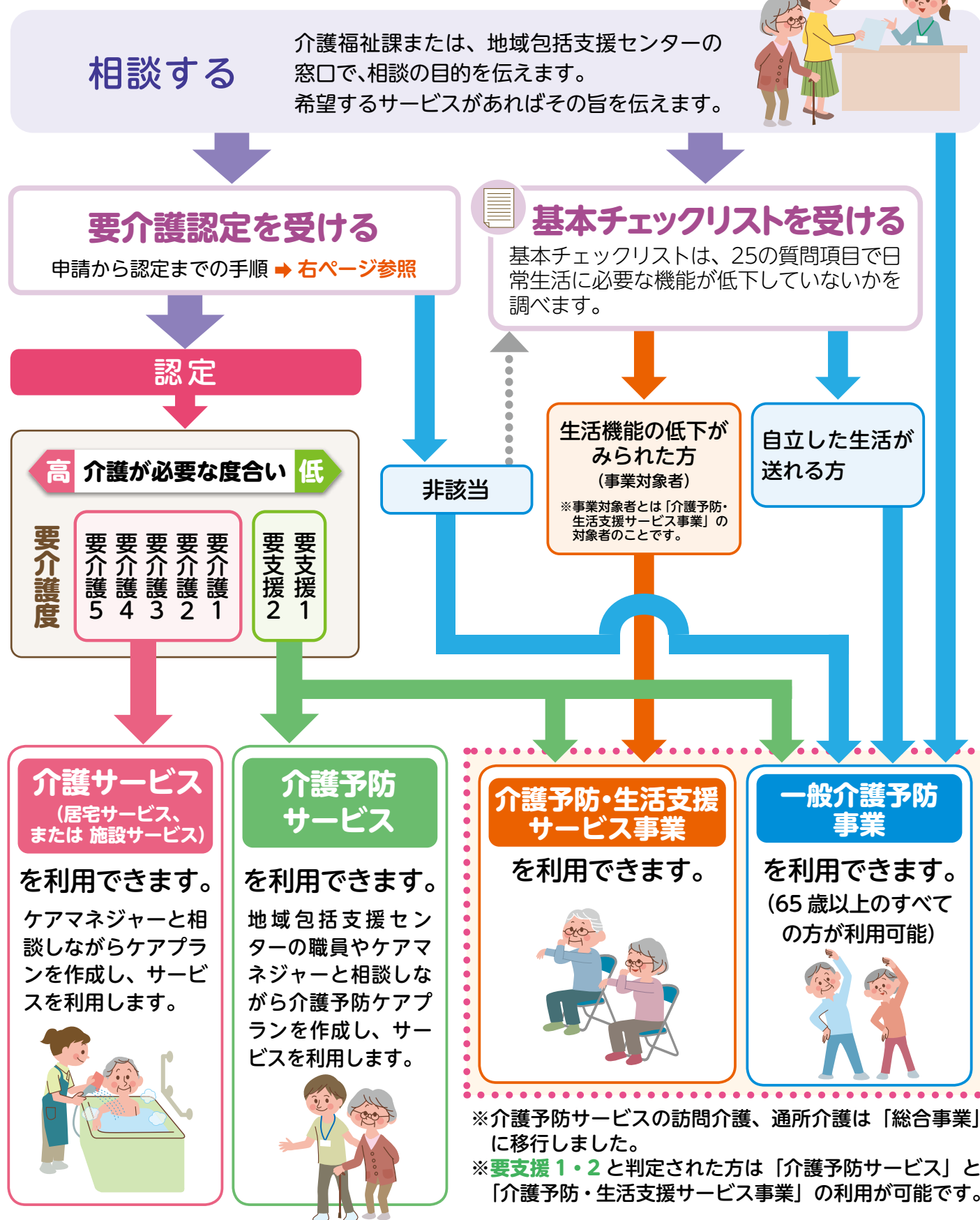


(このほかに利用者負担分があります)



介護サービス 利用の流れ

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。
必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



要介護認定の手順

介護保険サービスを利用するときは「要介護認定」を受ける必要があります。
※要介護認定は、介護予防・生活支援サービス事業対象者となったあとでも申請できます。

要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課です。
申請は、本人のほか家族でもできます。
次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ☒ 申請書
市区町村の窓口にあります。
(ホームページでダウンロード可)
- ☒ 介護保険の保険証
- ☒ 健康保険の保険証

要介護認定 (調査～判定)

申請をすると、訪問調査(自治体の担当者などが自宅などを訪問して心身の状態を聞き取る)が行われます。その後、主治医の意見書なども参考に公平な審査・判定が行われます。



このような場合は地域包括支援センターに連絡を

- ・すぐに介護(予防)サービスを使いたい
- ・入院(入所)中だが、退院(退所)日が早まった

認定 (申請からおおむね 30 日)

介護や支援が必要な度合いによって「要介護度」(要介護1～5、または要支援1・2)が決まり、認定結果通知と介護保険の保険証が届きます。要介護度によって利用できるサービスなどが異なります。

非該当

介護や支援が必要ないと判定された場合には、非該当となります。

介護予防・日常生活支援総合事業 (総合事業)

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、

介護予防・生活支援サービス事業 と **一般介護予防事業** の二つからなります。
地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

介護予防・生活支援サービス事業

- 対象者** ①要支援1・2の方
②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方
- サービス内容** ●訪問型サービス ●通所型サービス
●生活支援サービス

自己負担(1割のめやす) (1カ月の自己負担額)

要介護度	訪問型サービス			通所型サービス
	週1回	週2回	週3回	
要支援1	1,258円	2,513円		1,878円
要支援2			3,987円	3,783円

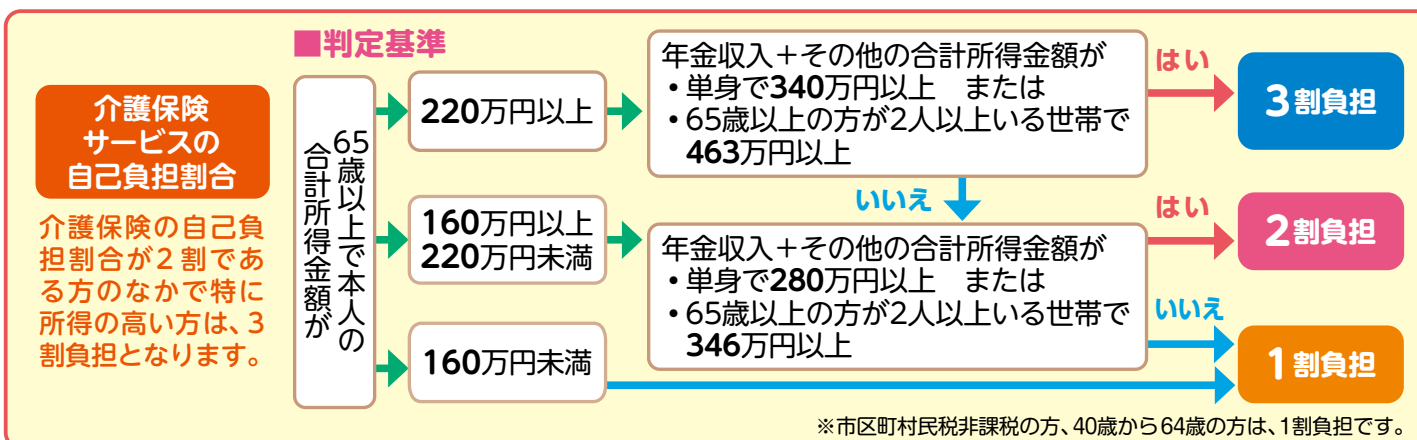
一般介護予防事業

- 対象者** 65歳以上のすべての方
- サービス内容** 介護予防に関する講演や運動教室、訪問指導など

自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に受けるサービスは「居宅サービス」と呼ばれます。「居宅サービス」には「訪問してもらうサービス」や「施設に通うサービス」など、さまざまな種類があります。

- 介護保険サービスを利用したときの自己負担は1割、2割、3割のいずれかです。本冊子は、**自己負担1割の費用をめやすとして**掲載しています。
- 実際にかかる費用は、利用する事業者の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。
- 自己負担のめやすは令和6年4月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。



マークについて

要介護
1～5

要介護1～5の方が
介護保険を使って
利用できるサービス

要支援
1・2

要支援1・2の方が
介護保険を使って
利用できるサービス



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを
作成する

要介護
1～5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援
1・2

介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は**無料**です。(全額を介護保険で負担します)



日常生活の手助けをしてもらう

要介護
1～5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	244円
生活援助中心	20分～45分未満	179円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

ご注意ください!

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、**サービスの対象外**です。



自宅で入浴する

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護1～5	1,266円	要支援1・2	856円
--------	--------	--------	------



自宅を訪問してもらう

看護師などに訪問してもらう

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護 (介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分～1時間未満の場合】

要介護度	病院・診療所から	訪問看護ステーションから
要支援1・2	553円	794円
要介護1～5	574円	823円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

自宅でリハビリをする

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	要支援1・2	要介護1～5
	298円	308円



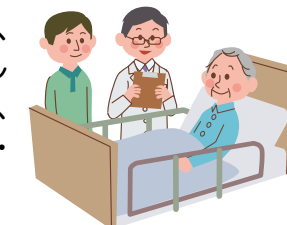
お医者さんなどによる療養上の管理や指導を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

共生型サービス

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。障がい福祉事業所の指定を受けていれば、介護保険事業所の指定も受けやすくなります。(逆の場合も同じ)

障がい者 高齢者

共生型サービス事業所

障がい福祉サービス事業所等
+
介護保険事業所

【対象サービス】

訪問介護 デイサービス ショートステイ 等

障がい福祉サービスを受けてきた方が65歳になると、なじみの事業所でサービスを受け続けることが難しいという問題がありました(65歳以上で公的サービスを受ける場合、介護保険が優先されるため)。この問題を解消するために「共生型サービス」が2018年に創設されました。



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通って受ける

要介護1～5 通所介護【デイサービス】

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	658円
要介護5	1,148円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・個別機能訓練 56円／1日
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回 など

施設に通ってリハビリをする

要介護1～5 通所リハビリテーション【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護1	762円
要介護5	1,379円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／1回
・口腔機能向上 150円／1回 など

要支援1・2 介護予防通所リハビリテーション

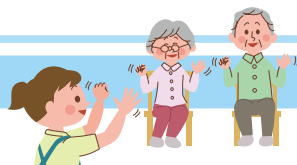
介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが日帰りで受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 200円／月
・口腔機能向上 150円／月 など



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 短期入所生活介護【ショートステイ】(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	603円	603円	704円	要支援1	451円	451円	529円
要介護5	884円	884円	987円	要支援2	561円	561円	656円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護1～5 要支援1・2 短期入所療養介護【医療型ショートステイ】(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	753円	830円	836円	要支援1	579円	613円	624円
要介護5	971円	1,052円	1,056円	要支援2	726円	774円	789円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。



有料老人ホームなどに入居している方が介護サービスを受ける

住んで利用する

要介護1～5 要支援1・2 特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。
食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【包括型(一般型)】

要支援1	183円
要支援2	313円

要介護1	542円
要介護5	813円

介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」といいます。

入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。



生活介護が中心の施設

要介護3～5 介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護1～5 介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

長期療養の機能を備えた施設

要介護1～5 介護医療院

医療と介護が一体的に受けられます。主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域で生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。基本的には、利用者はサービス事業所のある市区町村の住民に限られます。

※サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります。自己負担は1～3割です。

24時間対応の訪問サービス

要介護1～5 **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**
※要支援の方は利用できません。

介護職員と看護師が密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。

夜間の訪問サービス

要介護1～5 **夜間対応型訪問介護**
※要支援の方は利用できません。

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する随時対応の訪問介護があります。



認知症の方向けのサービス

要介護1～5 **認知症対応型通所介護** (介護予防認知症対応型通所介護)
要支援1・2 認知症と診断された高齢者が、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



要介護1～5 **認知症対応型共同生活介護【グループホーム】** (介護予防認知症対応型共同生活介護)
要支援2 認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
※要支援1の方は利用できません。

通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービス

要介護1～5 **小規模多機能型居宅介護** (介護予防小規模多機能型居宅介護)
要支援1・2 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスを受けられます。



要介護1～5 **看護小規模多機能型居宅介護【複合型サービス】**
※要支援の方は利用できません。
 小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に泊まる「宿泊」のサービスに看護を加えたサービスを受けられます。

地域の小規模な施設に移り住んで受ける介護サービス

要介護3～5 **地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**
 定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。
※入所できるのは原則、要介護3以上の方。



要介護1～5 **地域密着型特定施設入居者生活介護**
※要支援の方は利用できません。
 定員29人以下の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

小規模な通所介護サービス

要介護1～5 **地域密着型通所介護**
※要支援の方は利用できません。
 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

生活環境を整えるサービス

福祉用具を借りることや購入することも費用の1～3割を支払うことでできます。福祉用具を使うことで自立した生活ができる上、介護する側の負担も軽くなります。福祉用具を選ぶときや住宅を改修するときは、ケアマネジャーや地域包括支援センターによく相談しましょう。

福祉用具を借りる

福祉用具貸与・購入 (介護予防福祉用具貸与・購入)

次の品目が貸し出しの対象となり、その中の3種類が購入することができる対象となります。原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。⑮は、要介護4・5の方のみ利用できます。また、②、③、④は一部購入可能になります。

- | | | | |
|----------|-----------|---------------|-------------|
| ① 手すり | ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト |
| ② スロープ | ⑥ 車いす付属品 | ⑩ 体位変換器 | ⑬ 自動排せつ処理装置 |
| ③ 歩行器 | ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 | |
| ④ 歩行補助つえ | ⑧ 特殊寝台付属品 | | |



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。
 (用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には、貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すことや、全国平均価格とその事業者の価格を説明することが義務付けられています。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。 (令和6年4月から) **変更ポイント**
 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

事前の申請が必要です

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- | | | |
|------------------------------|---------------|------------------|
| ● 腰掛便座 | ● 入浴補助用具 | ● 自動排せつ処理装置の交換部品 |
| ● 簡易浴槽 | ● 排せつ予測支援機器 | ● 移動用リフトのつり具の部分 |
| ● 固定用スロープ | ● 歩行器(歩行車を除く) | } 貸与と購入を選択できます。 |
| ● 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ) | | |

年間10万円が上限で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)
 ● 指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

安全な生活が送れるよう住宅を改修する

事前の申請が必要です

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修をしたとき、住宅改修費が支給されます。

◎介護保険の対象となる工事の例

- | | | |
|------------------------|-------------------|---------------|
| ● 手すりの取り付け | ● 段差や傾斜の解消 | ● 扉の取り替え、扉の撤去 |
| ● 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更 | ● 和式から洋式への便器の取り替え | |

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

- 工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口に相談しましょう。また、見積りは複数の業者からとりましょう。

いったん改修費全額を利用者が支払い、後日20万円を上限(ただし、利用者負担分の1割～3割は差し引かれます)に改修費が支給されます。



自己負担限度額と負担の軽減

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を支払います。自己負担が重くなったときや、所得の低い方には、負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額（1カ月）のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は、含まれません。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
課税所得 690万円以上	140,100円（世帯）
課税所得 380万円以上 690万円未満	93,000円（世帯）
住民税課税世帯で課税所得 380万円未満	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護受給者の方等	15,000円（個人）



●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。

変更ポイント

令和6年8月より適用

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費（滞在費）				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	要件なし	550円（380円）	0円	880円	550円	300円
2	世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	550円（480円）	430円	880円	550円	390円【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	550円（480円）	430円	880円	550円	390円【600円】
3-②	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円（880円）	430円	1,370円	1,370円	650円【1,000円】
3-③	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円（880円）	430円	1,370円	1,370円	1,360円【1,300円】

（ ）内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

*年金収入には非課税年金も含まれます。

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。（高額医療・高額介護合算制度）

- 給付を受けるには、市への申請が必要です。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額：毎年8月1日から翌年7月31日まで）

70歳未満の方

区分	限度額
基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）	56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円

高齢者の総合相談窓口

地域包括支援センターでは、高齢者の皆様が、元気で健康に暮らしていくことができるように支援をしていきます。

地域包括支援センター

1 自立して生活できるよう支援します

- 要支援1・2の認定を受けた方への支援
- 要支援・要介護状態になる恐れのある方、その他の高齢者の皆様への支援

2 皆さんの権利を守ります

- 高齢者虐待の相談・権利擁護の相談
- 消費者被害についての相談

3 さまざまな方面から皆さんを支えます

- ケアマネジャーへの指導、支援
- より住みやすい地域づくり

4 健康や福祉・医療について何でもご相談ください

- 保健、福祉、医療などの総合的な相談

相談の費用は無料です

対象者 守谷市にお住まいの高齢者やその家族

内容 高齢者の地域での身近な相談窓口として、市内には2つの地域包括支援センターがあります。この地域包括支援センターでは、高齢者に関するさまざまな相談に乗っています。月曜日～金曜日の午前8時30～午後5時15分 ※緊急相談は24時間対応。

利用料 無料

問合せ

北部
守谷市北部地域包括支援センター
(特別養護老人ホームやまゆりの郷内)

電話 **21-2824**(直通) 住所 **大山新田149-1**

担当地区

北守谷地区…松前台、久保ヶ丘、御所ヶ丘、薬師台

大井沢地区…板戸井、立沢、大山新田、大木、緑二丁目

大野地区…野木崎、大柏、緑一丁目

南部
守谷市南部地域包括支援センター
(ひがしクリニック慶友内)

電話 **38-4345**(直通) 住所 **松並1630-1**

担当地区

守谷地区…中央、百合ヶ丘、松並、松並青葉、本町、ひがし野、小山、同地、赤法花

高野地区…高野、鈴塚、乙子、美園、けやき台、松ヶ丘

みずき野…みずき野

在宅生活を支える高齢者福祉サービス

介護保険以外のサービス

相談したいことがある方へ

高齢者の総合相談のほか、様々な個別相談窓口があります。

生活機能相談

対象者	守谷市にお住まいの高齢者やその家族(要支援・要介護認定を受けている方も相談できます。)
内容	体を動かすのがおっくうで、外に出かけにくくなった。お風呂に入りづらくなってきた、など日常生活動作や生活について、お困りごとがございましたら、こちらの窓口にご相談ください。作業療法士が、一人ひとりの相談に対応します(要予約)。
利用料	無料
申込・問合せ	健幸長寿課

高齢者虐待相談

対象者	守谷市にお住まいの高齢者やその家族、関係者の方々
内容	虐待を受けた高齢者ご本人、または、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際は、相談窓口へご連絡ください。相談者についての秘密は厳守します。
利用料	無料
問合せ	健幸長寿課・地域包括支援センター

成年後見制度利用相談

対象者	守谷市にお住まいの高齢者やその家族
内容	制度を詳しく知りたい、利用の検討をしたい、申立てを行いたい等に対し、個別相談を行っています。
利用料	無料
問合せ	健幸長寿課・地域包括支援センター

ふくし相談

対象者	守谷市にお住まいの方
内容	障がい者・高齢者福祉サービスなど福祉全般について、社会福祉士等が相談に応じます。
利用料	無料
問合せ	社会福祉協議会 電話 45-0088

年金・労務相談

対象者	守谷市にお住まいの方
内容	年金、社会保険、雇用に関することなど社会保険労務士が相談に応じます。 【日時】第2月曜日 午後2時～4時 ※祝日及び年末年始は除く (相談日前週までに要予約) 【会場】いきいきプラザ・げんき館
利用料	無料
問合せ	社会福祉協議会 電話 45-0088 (予約制)

こころの健康相談

対象者	守谷市にお住まいの方
内容	メンタルヘルスの不調にともなう不安、眠れない、イライラ等に精神保健福祉士、保健師が対応します(要予約)。
利用料	無料
問合せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

健康に関するご相談

対象者	守谷市にお住まいの方
内容	健康診査後の結果等、健康に関する相談について保健師や栄養士が対応します。
利用料	無料
問合せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

費用の支払い

総合相談窓口

高齢者の福祉サービス

健康づくりをしたい方へ

その方の状況・状態に応じて、下記の健康づくりについてのサービスを行っています。

生きがい活動支援通所事業（げんき館）

対象者

守谷市にお住まいの65歳以上の方（活動性や生活機能が低下している方）

内容

いつまでも健康で、いきいきと楽しく過ごすことが出来るよう健康維持や新しい出会いを支援する事業です。体操・イラスト・書道・音楽等の活動を行っています。送迎サービスもあります。

開催日

毎週月曜～金曜日（祝日及び年末年始は除く） 時間：午前10時～午後3時

会場

いきいきプラザ・げんき館

利用料

無料（ただし、昼食代や活動・材料費は実費負担です。）

問合せ

健幸長寿課

出前講座

対象者

守谷市にお住まいの65歳以上の方で活動しているサークル、シニアクラブ、サロンなどの団体等

内容

保健師、社会福祉士、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士等が健康に関する講座を行います。お気軽にお申し込みください。

利用料

無料

問合せ

健幸長寿課



シルバーリハビリ体操

対象者

守谷市にお住まいのおおむね60歳以上の方
（自力で歩行ができ、かつ要介護認定を受けていない若しくは要支援1・2の方）

内容

茨城県公認のシルバーリハビリ体操指導士が、サロンや体操教室を中心に介護予防を目的とした体操を指導しています。

開催場所

市内62教室（令和6年3月末現在）

利用料

無料

問合せ

健幸長寿課





生きがいづくりをしたい方へ

快適なシルバーライフを送るため、生きがいづくりを考えている方に、下記のサービスを行っています。

シニアクラブ

対象者

守谷市にお住まいのおおむね60歳以上の方

内容

地域の高齢者がお互いに交流を深め、有意義な生活を送るために自主的に組織した団体です。奉仕活動、各種スポーツ、趣味などの活動を通じて、生きがいづくりや仲間づくりを行っています。また、各種イベントにおいて、市内の地域間交流及び異世代交流を行っています。

開催場所

市内20クラブ（令和6年3月末現在）

会費

各シニアクラブで異なります。

問合せ

健幸長寿課

サロン

対象者

守谷市にお住まいのおおむね60歳以上の方

内容

閉じこもり防止や仲間づくりを目的に、地区公民館や自治集会所を活用し「サロン」を開設しています。高齢者が身近な場所で交流できるよう、地域のボランティアの方々や指導員と音楽や体操、茶話会などの活動を行い、一日楽しく過ごしていただきます。

開催場所

市内29ヶ所（令和6年3月末現在）

利用時間

午前10時～午後3時（各サロンで異なります。）

利用料

無料（ただし、昼食代や活動・材料費は実費負担です。）

問合せ

健幸長寿課

公益社団法人 守谷市シルバー人材センター

対象者

守谷市にお住まいのおおむね60歳以上の方

内容

一般家庭、民間企業、市役所などから高齢者にふさわしい補助的・短期的な仕事を有償で引き受けて、経験や能力に応じて会員に仕事を割り当てることにより、収入が得られるよう運営されています。

主な仕事

家事援助、清掃、庭木の剪定など

問合せ

公益社団法人 守谷市シルバー人材センター 電話 48-8591

シルバーリハビリ体操指導士3級養成講習会

対象者

下記の要件の全てに該当する方
1) 守谷市にお住まいの方
2) 常勤の職をもっていないおおむね50歳以上の方
3) 地域で体操普及のボランティアができる方（指導士会による体操普及等）

受講料

無料

開催場所

守谷市内の公共施設（年1回）

申込方法

広報もりや、市ホームページ等参照

問合せ

健幸長寿課

しくみと加入者

保険料の決め方
納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

費用の支払い

高齢者の総合相談窓口

高齢者福祉サービス

日常生活でお困りの方へ

日常生活でお困りのことがある方へ、その内容によって、下記のサービスを行っています。

食の自立支援サービス(配食サービス)

- 対象者** 守谷市にお住まいで、調理をすることが困難で栄養管理が必要な、下記の要件のいずれかに該当する市町村民税非課税の方
- 1) 65歳以上のひとり暮らしの方
 - 2) 65歳以上のみの世帯に属する方
 - 3) 40歳～64歳の要支援・要介護認定者のうちひとり暮らしの方
- 内容** 調理が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスの取れた食事を提供するとともに、安否の確認を行います。週3回(平日のみ)の利用で、夕食の配達となります。
- 利用料** 1食あたり460円
- 申込・問合せ** 健幸長寿課



軽度生活援助事業

- 対象者** 守谷市にお住まいで、日常生活上の援助が必要な、下記の要件のいずれかに該当する方。ただし、市町村民税が課税されている方及び市町村民税が課税されている方と生計を一にする方は除く。
- 1) 65歳以上のひとり暮らしの方
 - 2) 65歳以上のみの世帯に属する方
- 内容** 掃除、洗濯、買い物などの日常生活の援助を行います。利用時間は、月曜日～金曜日の内、2時間以内
- 利用料** 1時間あたり 240円
- 申込・問合せ** 健幸長寿課



緊急通報サービス

- 対象者** 守谷市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方
- 内容**
- 1) 急病等の緊急事態に通報ボタンを押すと、警備会社のコールセンターにつながり、緊急性が高いと判断した場合には、救急車の出動要請を行います。また、同時に警備員が自宅へ駆け付け、安否確認等を実施します。
 - 2) 安否確認センサーを自宅内に設置し、24時間反応がなかった場合に、自動で緊急通報が発信されます。
 - 3) コールセンターに待機する専門職が、24時間365日、健康相談に対応します。
 - 4) 機器の設置場所の温度・湿度が一定以上になると、自動音声にて熱中症の注意喚起を行います。
 - 5) 災害時等に行政が発信する緊急速報メールを自動音声で読み上げます。
- 利用料** 市町村民税が課税されている方 導入時10,000円
市町村民税が非課税の方 無料
- 申込・問合せ** 健幸長寿課



愛の定期便(ひとり暮らし高齢者乳製品配布事業)

- 対象者** 守谷市にお住まいの65歳以上のひとり暮らしの方で、下記の要件のいずれかに該当する方
- 1) 身体の虚弱な方
 - 2) 心身に機能障がいのある方
 - 3) 疾病等のある方
 - 4) 日常の生活環境において孤立した状況にある方
- 内容** 乳製品を届け、安否確認を行います。利用回数は、月曜日～金曜日の内、2回以内。1回の訪問で2本をお渡しします。
- 利用料** 無料
- 申込・問合せ** 健幸長寿課



身体障がい者手帳の申請

- 対象者** 守谷市にお住まいで、視覚・聴覚・平衡機能・音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障がいがある方
- 内容** 守谷市が発行し、身体に障がいのある方が、さまざまな福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度により1級から6級まであります。
- 問合せ** 健幸長寿課 電話 45-1111(代表)



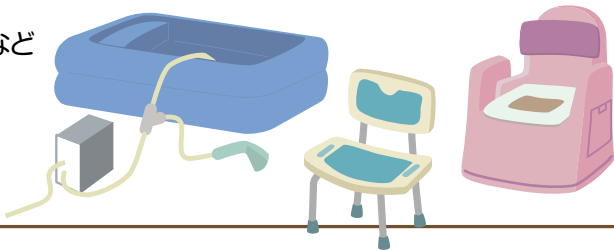
住民票、戸籍、税関係証明書等の手数料免除	
対 象 者	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者
内 容	障がい者手帳を交付された方に係る証明等を申請された場合、手数料が全額免除となります。
手 続	申請の際、申請書と一緒に手帳を提示してください。
問合せ	総合窓口課・税務課 電話 45-1111(代表)

ほほえみサービス	
対 象 者	守谷市にお住まいの65歳以上の高齢者、体の不自由な方、産前産後の方など
内 容	65歳以上の高齢者、体の不自由な方、産前産後の方の日常生活上の負担を軽くするため、助けあいの心を持った地域の方々の協力による会員方式の有償家事援助サービスを行います。利用会員、協力会員ともに、事前に申込みが必要です。
利用料	1時間600円
申込・問合せ	社会福祉協議会 電話 45-0088

補装具費の支給	
※必ず購入等の前にご相談ください。	
対 象 者	補装具を必要とする障がい者、難病患者(ただし、障がい者本人とその配偶者の市町村民税所得割の額が46万円以上の場合は、対象となりません。)
内 容	障がい者の体の不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするために、必要な補装具の購入等に係る費用の一部を公費で負担します。
補装具の種類	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、重度障がい者用意思伝達装置 など
利用料	費用の1割が原則として自己負担となります。
手 続	身体障がい者手帳又は難病患者と証明できるもの、意見書、見積書を持参してください。必ず購入前にご相談ください。また意見書は補装具の種類によって違うので事前に該当する意見書をお渡しします。
問合せ	健幸長寿課 電話 45-1111(代表)

日常生活自立支援事業	
対 象 者	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、判断能力が不十分な方(ただし、本人との契約になりますので、判断能力が著しく低下し、契約を結べない方は利用できません。)
内 容	1) 福祉サービスの利用手続きの援助 2) 日常生活の金銭管理 3) 預金通帳や証書等の預かりサービス
利用料	1時間1,100円、書類等預かり500円(月額)
申込・問合せ	社会福祉協議会 電話 45-0088

日常生活用具の給付	
※必ず購入する前にご相談ください。	
対 象 者	下記の要件のいずれかに該当する方 1) 身体障がい者手帳所持者 2) 療育手帳所持者 3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者 4) 難病患者 ※身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳を持っている方でも、障がいの種類や等級により適用できない場合があります。
内 容	自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障がい者等に対して、円滑に過ごせるよう必要に応じて、日常生活用具が給付されます。ただし、障がいや疾病により給付品目が異なりますのでご注意ください。
費 用	費用の1割が原則として自己負担となります。
手 続	障がい者手帳、難病患者と証明できるもの、見積書を持参してください。必ず購入前にご相談ください。給付種目によって意見書が必要な場合があります。
給付種目	特殊寝台・特殊マット・特殊便器・入浴補助用具など
申込・問合せ	健幸長寿課 電話 45-1111(代表)



在宅介護でお困りの方へ

高齢者を介護している中でお困りの方へ、下記のサービスを行っています。

紙おむつの支給	
対 象 者	守谷市にお住まいの要介護4・5の認定を受けている市町村民税非課税の方を、在宅で介護している家族
内 容	寝たきりの高齢者の方に対して、紙おむつや尿取りパッドを支給します。
利 用 料	無料
申込・問合せ	健幸長寿課



外出することでお困りの方へ

様々な理由で外出することがお困りの方へ、下記のサービスを行っています。

タクシー料金の割引	
対 象 者	身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している方
内 容	タクシーを利用する場合、料金が1割引になります。
利用方法	料金支払いのとき手帳を提示してください。
問 合 せ	茨城県ハイヤー協会 電話 029-247-6602 FAX 029-247-2114

しくみと加入者	保険料の決め方	サービス利用の手順	介護サービス・介護予防サービス	地域密着型サービス	福祉用具貸与・購入・住宅改修	費用の支払い	高齢者の総合相談窓口	高齢者福祉サービス
---------	---------	-----------	-----------------	-----------	----------------	--------	------------	-----------

タクシー料金の助成（福祉タクシー券）	
対 象 者	下記の要件のいずれかに該当する方（障がいを理由に自動車税または、軽自動車税の種別割の減免を受けている方を除く） 1) 身体障がい者手帳1級・2級の方 2) 療育手帳 ㉠・Aの方 3) 精神障がい者保健福祉手帳1級の方 4) 指定難病特定医療費受給者証を所持している方 5) 満70歳以上の高齢者のみの世帯でかつ市町村民税非課税の方 ※同一敷地内に70歳未満の方または、市町村民税が課税されている方が居住していないこと。
内 容	通院や機能回復訓練などで守谷市と協定を結んでいるタクシー事業者のタクシーを利用する場合、運賃の一部を助成します。
助 成 額	18,000円（500円×36枚）※慢性透析療法を実施している方は36,000円（500円×72枚） ※1回の乗車につき2枚まで利用することができます。
手 続	申請書と一緒に対象者であると証明できるものを持参してください。
申込・問合せ	健幸長寿課 電話 45-1111（代表）



モコバス（もりやコミュニティバス）運賃の免除	
対 象 者	身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を所持している方及びその介護者（1名）
内 容	モコバスを利用する場合、運賃が無料になります。
利用方法	バス乗車のとき乗務員に手帳を提示してください。
問 合 せ	守谷市地域公共交通活性化協議会事務局（都市計画課内） 電話 45-1111（代表）

バスの高齢者割引定期券（シルバーおでかけパス）	
対 象 者	守谷市にお住まいの満70歳以上の方
内 容	守谷市内に限り、路線バス・モコバスの乗り降りが自由になります。
金 額	4,800円（有効期限：購入から3ヶ月）
発売場所	常総線守谷駅サービスカウンター、関東鉄道（株）守谷営業所 ※証明写真1枚（縦30ミリ×横24ミリ）と健康保険証など年齢及び住所を確認できるものが必要です。 お買い求めに際しては、事前にお問合せの上、お越しください。
問 合 せ	関東鉄道（株）守谷営業所 電話 0297-44-7190

運転免許自主返納者への支援	
対 象 者	有効期限内のすべての運転免許を自主返納した65歳以上の方
内 容	モコバス・守谷市デマンド乗合交通の共通利用券を交付（おひとり様一回限り） （詳細についてはお問い合わせください。）
手 続	「運転免許取消通知書」「運転経歴証明書」「運転免許経歴証明書」のいずれか1つを持参してください。 ※運転免許返納手続きについては最寄りの警察署・交番にお問い合わせください。
問 合 せ	守谷市地域公共交通活性化協議会事務局（都市計画課内） 電話 45-1111（代表）

つくばエクスプレス旅客運賃の割引	
対 象 者	身体障がい者手帳又は療育手帳を所持している方
内 容	運賃が割引になります。詳細については、つくばエクスプレスのホームページまたは各駅の窓口でご確認ください。
利用方法	各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。
問 合 せ	つくばエクスプレス線各駅

守谷市デマンド乗合交通の乗り方	
対 象 者	1人で乗り降りができる下記の要件のいずれかに該当する方 1) 守谷市に住民登録されている65歳以上の方 2) 守谷市に住民登録されている身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方（年齢制限はありませんが、中学生以下の方には同伴者が必要です。） 3) 上記の同伴者の方（1人のみ）
内 容	事前に利用者登録を行った方が電話で予約し、守谷市内に限り、利用者が指定する場所（自宅等）から目的地（医療機関・店舗・商業施設等）まで運行する乗合交通です（運行日は月曜日から土曜日までで、日曜日は運休です。）。
料 金	65歳以上及び同伴者：片道300円 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している方：片道200円（中学生以下は無料） 同伴者のうち中学生以下：無料
手 続	守谷市デマンド乗合交通利用者登録申請書に必要事項を記入の上、市役所都市計画課、文化会館、保健センター、中央公民館、高野公民館、郷州公民館、北守谷公民館に提出 ※守谷市役所都市計画課への郵送でも受付ています。
問合せ	守谷市地域公共交通活性化協議会事務局（都市計画課内） 電話 45-1111（代表）

車いす貸出	
対 象 者	守谷市にお住まいの方
内 容	突然のケガや病気、旅行・外出などで一時的に車いすが必要になった方に1週間程度（理由により最長1か月限度）を目安に貸し出します。
費 用	無料 申込・問合せ 社会福祉協議会 電話 45-0088



福祉車両貸出	
対 象 者	守谷市にお住まいの方
内 容	通院や外出の際、車いすのまま乗車できるスロープ付き軽車両の貸出しを行っています（予約制）。 利用時間は原則平日午前8時30分から午後5時までで、貸出期間は原則1日（応相談）、月2日までです。
利 用 料	無料（ガソリン代は利用者負担） 申込・問合せ 社会福祉協議会 電話 45-0088

いばらき身障者等用駐車場利用証制度	
対 象 者	下記の要件のいずれかに該当する方 1) 身体障がい者手帳を所持している方（視覚障がい4級以上、聴覚機能障がい3級以上、平衡機能障がい5級以上、上肢機能障がい2級以上、下肢機能障がい6級以上、体幹機能障がい5級以上、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（上肢2級以上、移動6級以上）、内部障がい4級以上） 2) 療育手帳を所持している方（ただし、BまたはCの場合は、所持している方が2人以上いる世帯） 3) 精神障がい者保健福祉手帳を所持している方（1級） 4) 一般特定疾患医療受給者証を交付された方 5) 小児慢性特定疾患受診券を交付された方 6) 介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」の認定を受けた方 7) 母子健康手帳交付者（妊娠7か月から産後6か月に限る）
内 容	身体障がい者等が自らまたは家族などの運転する車に同乗するとき、公共施設及び商業施設にある身障者等用駐車場に駐車する際、利用証を掲示することにより利用しやすくなります（車内のルームミラーに掲げて使用。対象者1人につき1枚交付。茨城県内全域及び一部府県で利用が可能。）。
手 続	上記、対象者に該当することが証明できる、障がい者手帳、介護保険被保険者証等を持参してください。
申込・問合せ	健幸長寿課、のびのび子育て課 電話 45-1111（代表） おやこ保健課（保健センター内） 電話 48-6000（音声案内③）

医療や健康でお悩みの方へ

医療保険制度や様々な健康診断があります。

高齢者の医療

【国民健康保険】	【後期高齢者医療】
対 象 者 65歳～74歳の方	対 象 者 75歳以上及び65歳～74歳で一定の障がいをお持ちの方
内 容 ○一部負担金 医療を受けた場合の自己負担は、65歳～69歳の方は3割、70歳～74歳の方は、所得に応じて2割又は3割となります。なお、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費の支給が受けられます(限度額は所得と年齢によって異なります。) ○入院時の食事代 住民税非課税世帯の方には、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付します。 ○特定疾病療養 人工透析を必要とする慢性腎不全、血友病、血液製剤等に起因するHIV感染症の方は、申請によりひとつの医療機関(入院・外来別)で1か月1万円(70歳未満の所得が600万円を超える方は2万円)の自己負担で診療を受けることができます。	内 容 ○一部負担金 医療を受けた場合の自己負担は、所得に応じて1割、2割又は3割となります。なお、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合は、高額療養費の支給が受けられます。(限度額は所得によって異なります。) ○入院時の食事代 住民税非課税世帯の方には、入院時の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請により交付します。 ○特定疾病療養 厚生労働大臣が指定する特定疾病(人工透析を必要とする慢性腎不全など)に該当する方は、申請によりひとつの医療機関(入院・外来別)で1か月1万円の自己負担で診療を受けることができます。
問 合 せ 国保年金課 電話 45-1111(代表)	

がん検診

対 象 者	守谷市にお住まいの方(詳細については、お問い合わせください。)
内 容	肺がん、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん及び前立腺がん検診を行っています。
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種(接種費用の一部助成)

対 象 者	守谷市にお住まいの65歳以上の方(対象の方には、4月頃に助成券の通知をしています。) ※令和7年度4月1日からは65歳の方のみ対象になります。
内 容	肺炎球菌ワクチン未接種の方が予防接種を受ける際に、費用の一部を助成します。
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

高齢者インフルエンザ予防接種(接種費用の一部助成)

対 象 者	守谷市にお住まいの65歳以上の方(対象の方には9月下旬頃に助成券の通知をしています。)
内 容	インフルエンザの予防接種を受ける際に費用の一部を助成します。
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

新型コロナワクチン予防接種(接種費用の一部助成)

対 象 者	守谷市にお住まいの65歳以上の方(詳細が決まり次第、広報・守谷市ホームページにてお知らせします。)
内 容	新型コロナの予防接種を受ける際に費用の一部を助成します。
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

特定健康診査・後期高齢者医療健康診査

対 象 者	守谷市国民健康保険の加入者で40歳～74歳の方及び後期高齢者医療加入者
内 容	糖尿病や高血圧などの生活習慣病の早期発見・改善をするために健康診査を行います。対象者の方に健康診査の「受診券」をお送りします。健診結果に応じて、いつまでも健やかに過ごせるよう、健康相談や生活習慣改善のサポートをします。
自己負担額	集団健診 無料 医療機関健診 1,000円
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

人間ドック・脳ドック検診助成

対 象 者	守谷市国民健康保険の加入者で40歳～74歳の方で国民健康保険税の未納がない方。後期高齢者医療の加入者で後期高齢者医療保険料の未納がない方。
内 容	守谷市で契約をしている病院での人間ドック・脳ドック検診に助成を行います。
助 成 額	人間ドック 20,000円 脳ドック 27,000円
問 合 せ	保健予防課(保健センター内) 電話 48-6000(音声案内①)

経済的なことでお困りの方へ

経済的なことでお困りの方へ、下記のサービスを行っています。

生活福祉資金貸付

対 象 者	低所得世帯や障がい者世帯及び高齢者世帯(他対象の所得基準等有)
内 容	経済的自立と生活意欲を助長することを目的に、各種資金を貸付けします。貸付資金には、総合支援資金・福祉資金・緊急小口資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金があります。
問 合 せ	社会福祉協議会 電話 45-0088

小口資金貸付

対 象 者	市内に3カ月以上在住し、かつ65歳以下の低所得世帯及び障がい者世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった方
内 容	5万円(無利子)を限度として貸付します。ただし、保証人が必要となります。償還期間1年以内。
問 合 せ	社会福祉協議会 電話 45-0088

養護老人ホーム

対 象 者	65歳以上の高齢者で、環境上に問題があり、経済的に困窮している方
内 容	環境上(虐待を受けている方含む)に問題があり、かつ経済に困窮している方で、自宅で生活することが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所手続きや相談を行い、安定した生活を確保します。
利用料	所得に応じて負担があります。 申込・問合せ 健幸長寿課 電話 45-1111(代表)

しくみと加入者

保険料の決まり方・納め方

サービス利用の手順

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具貸与・購入・住宅改修

費用の支払い

高齢者の総合相談窓口

高齢者の福祉サービス

認知症が気になったら

物忘れが気になりはじめたり、「あれ?」と思ったりしたら年のせいだと片付けしないで、
 早めの相談・受診が大切です!
 本人以外の周囲の方が早く気づくことも、早期発見には大切です。

★早期発見！認知症チェックシート

- ☐ 今切ったばかりなのに、
電話の相手の名前を忘れる
 ☐ 些細なことで怒りっぽくなった
- ☐ 同じことを何度も言う・問う・する
 ☐ 周りへの気づかいがなくなり頑固になった
- ☐ しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている
 ☐ 自分の失敗を人のせいにする
- ☐ 財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う
 ☐ 「このごろ様子がおかしい」と
周囲から言われた
- ☐ 料理・片付け・計算・運転などの
ミスが多くなった
 ☐ ひとりになると怖がったり寂しがったりする
- ☐ 新しいことが覚えられない
 ☐ 「頭が変になった」と本人が訴える
- ☐ 話のつじつまが合わない
 ☐ 下着を替えず、身だしなみを構わなくなった
- ☐ テレビ番組の内容が理解できなくなった
 ☐ 趣味や好きなテレビ番組に
興味を示さなくなった
- ☐ 約束の日時や場所を間違えるようになった
 ☐ ふさぎ込んで何をするのも億劫がりいやがる
- ☐ 慣れた道でも迷うことがある

(公益社団法人「認知症の人と家族の会」ホームページより抜粋)

いくつか思い当たることがあれば、早めの受診や相談をおすすめします。
 早期診断・早期治療を開始すれば、よい状態を維持することにつながります。

認知症に関する相談窓口

名 称	所在地	電 話	相談日
守谷市北部地域包括支援センター 【担当地区】 北守谷地区…松前台、久保ヶ丘、御所ヶ丘、薬師台 大井沢地区…板戸井、立沢、大山新田、大木、緑二丁目 大野地区…野木崎、大柏、緑一丁目	守谷市大山新田149-1 (特別養護老人ホーム やまゆりの郷内)	0297-21-2824 (直通)	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く ※緊急相談は24時間対応) 8:30～17:15
守谷市南部地域包括支援センター 【担当地区】 守谷地区…中央、百合ヶ丘、松並、松並青葉、本町、 ひがし野、小山、同地、赤法花 高野地区…高野、鈴塚、乙子、美園、けやき台、松ヶ丘 みずき野…みずき野	守谷市松並1630-1 (ひがしクリニック慶友内)	0297-38-4345 (直通)	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く ※緊急相談は24時間対応) 8:30～17:15
竜ヶ崎保健所	竜ヶ崎市2983-1	0297-62-2162	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
公益社団法人 認知症の人と家族の会茨城県支部	牛久市中央3丁目15番地1 (保健センター隣)	029-828-8099 (相談専用電話)	月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 13:00～16:00

認知症の方とその家族をあたたかく見守る地域に

認知症サポーター養成講座

- 対 象 者**
 守谷市にお住まいの方、守谷市在勤の方
- 内 容**
 認知症を理解し、認知症の方やその家族を見守るサポーター
 (応援者)を養成する講座です。認知症の症状や認知症の方へ
 の対応について知ることができます。日時などの詳細は「広報
 もりや」等でお知らせいたします。
- 受 講 料**
 無料
- 問 合 せ**
 健幸長寿課



あなたも認知症サポーターに!

認知症の方の家族のつどい

- 対 象 者**
 守谷市にお住まいの、認知症の方を介護している家族
- 内 容**
 認知症の方は、症状により様々な行動をするため、介護する家族の方は対応の仕方に悩むことが
 あります。
 介護の方法は人それぞれですが、同じような体験、悩みがあるかもしれません。ひとりで抱え込ま
 すに、つどいであなたの思いを話してみませんか? 認知症介護の経験をもつ家族同士がお互いに
 話し合い、耳を傾ける場です。日時などの詳細は「広報もりや」等でお知らせいたします。
- 参 加 料**
 無料
- 問 合 せ**
 健幸長寿課

オレンジカフェ(認知症カフェ)

- 対 象 者**
 認知症の方、家族、専門家、地域住民
- 内 容**
 認知症の方やその家族が日頃の心配事や介護の事につ
 いて情報交換できる場所、地域の方が認知症の方と交
 流できる場所です。日時などの詳細はホームページ等
 でお知らせします。
- 参 加 料**
 無料
- 問 合 せ**
 健幸長寿課



認知症初期集中支援チーム

- 対 象 者**
 守谷市にお住まいの40歳以上で、自宅で生活をしている、認知症の症状などでお困りの方
- 内 容**
 認知症又はその疑いのある方や、ご家族を訪問し、認知症に関する困りごとや心配なことを確認さ
 せていただきます。そのうえで、ご本人やご家族の状況に合わせた病院受診やサービス利用、ご家
 族の介護負担軽減等の支援を行います。
- 利 用 料**
 無料
- 問 合 せ**
 地域包括支援センター

しくみと加入者

保険料の決まり方・
納め方

サービス利用の
手順

介護サービス・
介護予防サービス

地域密着型
サービス

福祉用具貸与・購入
住宅改修

費用の支払い

高齢者の
総合相談窓口

高齢者
福祉サービス